

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

昭和54年10月にA社に入社してから56年2月に退職するまで、関連会社間で異動はしたが、途中で退職したことはない。申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した従業員の多くが同年9月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の元同僚が、申立期間において当該事業所の業務内容に変化は無く、継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うとしていることから、当該事業所が当該期間について、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和55年7月のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会

保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与台帳により、申立人は、申立期間について、22万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与台帳により、申立人は、申立期間について、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1571

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月25日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与台帳により、申立人は、申立期間について、17万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 21 日から 18 年 9 月 1 日まで

申立期間について、記録されている標準報酬月額が当時の給与額と違っている。給与明細書で確認できる保険料控除額から見ても違っているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持するA社の給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 1 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
② 平成 15 年 12 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②について、適正に社会保険料の届出や納付が行われていたかを調査してほしい。特に申立期間②については、標準報酬月額が下がっており疑問がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では標準報酬月額が、平成 15 年 1 月 1 日の被保険者資格取得時においては 12 万 6,000 円、同年 9 月の定時決定においては 15 万円とされているところ、当該期間当時のA社における他の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が特段低いとは認められない上、当該記録は遡及して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

また、当該事業所では申立期間当時のアルバイトに係る資料を保管していないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について確認することはできない。

申立期間②について、B社が提出した賃金台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から当該事業所がオンライン記録どおりの届出を行ったことが認められる。

また、申立人は、平成 17 年 9 月の随時改定において標準報酬月額が、22 万円から 18 万円に下がっていることについて疑問があるとしているが、上記の賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届から、採用時から

通勤手当2万8,800円（平成17年1月からは2万6,400円）と住宅手当2万円が支給されていたところ、17年6月からは通勤手当が7,260円となり、住宅手当は支給されず、社宅費1万7,500円の控除が確認できることから、社宅へ転居したことによる固定的賃金の変動に伴い、標準報酬月額の変更の届出があったことがうかがえることから、当該随時改定は妥当なものと認められる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。